

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)

在外研究

2010年度研究成果報告書

研究代表者	所属・職名		氏名	
	法学部・准教授		岩月 直樹 印	
研究課題	国際紛争処理における経済的措置の国内実施手続の現状と課題 — 対抗措置の国内実施過程における法規律の分析 —			
研修期間	2010年 9月 20日 ~ 2012年 9月 19日 (730日間)			
経費	年度経費	SFR助成額	所属学部からの補助額	合計
	2009年度	円	円	円
	2010年度	564,600円	1,600,000円	2,164,600円
主な滞在国 及び 研究機関名	国名	研究機関名		
	イタリア 英国	European University Institute; University of Rome Lauterpacht Centre for International Law		

研究成果の概要 (図・グラフは使用しないこと)

本研究は2010年度9月より2012年度9月までにわたって実施される予定であり、現在、四分の一の研究期間を経過したところである。そのため研究経過報告として、当該期間における滞在先となる機関である European University Institute での研究状況につき、概要を示すこととする。

同研究所では、欧州共同体(欧州連合)と加盟国との権限配分及びその調整に関する原則的および実証的検討を行うことを第一の目的としていた。この点については研究所において開催される各種の研究會への参加を通じた意見交換及び実務担当者の経験などを聞くことができ、一定の成果を得ることができた。もっとも、EU法についてはなお研究すべき点が多く、得られた資料および意見交換から得られた知識をとりまとめる作業はなお残されている。この点については Lauterpacht Centre for International Law に移った後にも継続して取り組む予定である。

また、同研究所での滞在期間中、欧州連合加盟国の主要な国内法(英仏独西)につき、対外政策的考慮に基づく規制権限の発動に関わる手続と、その運用状況に関する調査にも着手した。この点については世界貿易機関(WTO)の紛争処理手続における具体例を取り上げ、欧州連合が同手続により許可された対抗措置の実施を決定した場合に、欧州連合機関と加盟国との間の権限関係がどのように配分されているかに着目して調査を進めた。WTO 紛争解決了解に基づく対抗措置に関する限り、その決定権限は欧州共同体機関にゆだねられているが、実施に関しては各国の国内秩序との調整が必要とされる。この点、欧州共同裁判所は、欧州共同体法に関する限り、それは各国国内法に対して優越する(supremacy)との立場を明らかにしているが、現実にそれをどのように確保するかは、各国の憲法秩序により同一ではない。この点に関し、

研究成果の概要 (つづき)

Ernst-Ulrich Petersmann 教授の“The Role of Courts in European Law and International Constitutional Problems of Judicial Governance”をテーマとするセミナーに参加し、問題状況の把握と現在の学説の動向についての理解を深めた。

また、本調査を進める上で、対抗措置の理論的基礎としての団体責任論の再検討の必要性を強く認識するようになった。国家が他国に対して輸出入制限措置を執る場合、それによる実際の不利益を大きく被るのは対象国および行使国双方の国民また当該国家の領域で活動する企業である。対抗措置はそうした不利益に対する不満を対象国政府に向けることを通じて（向かうことを期待して）その対外的な活動に影響を及ぼそうとするものであるが、このような措置（自らは不正を行っていないものに不利益を甘受することを求める措置）が正当なものとする基礎として、古くから関係する私人の国家に対する帰属と当該帰属に基づく団体責任が提示されてきた。しかし今日、私人の経済的利益が人権としても強く保障される動き（例えば財産権）が見られるようになると、個人（企業）を国家に同化させる団体責任論の妥当性を当然に前提とすることは難しく、この点についてどのように考えるべきかが問題となる。欧州連合加盟国内における WTO 紛争解決了解に基づく対抗措置の実施をめぐる個人による抵抗 (Kadi 事件など、実施に関する欧州連合機関の決定の違法性を訴える個人・企業による欧州裁判所への提訴。) はまさにそうした問題を提起しているものと考えられることができる。この問題は、国連安全保障理事会による経済制裁の欧州連合による実施措置についても同様に問題となるものであるため、今後はその調査もあわせて行い、この点の検討を進める予定である。

キーワード (研究内容を適確に表しているものを5項目で記入)

〔経済制裁〕〔対抗措置の国内の実施手続〕〔友好的紛争処理と強制的紛争処理〕
〔平和的国際紛争解決〕〔国際法と国内法の連携〕

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

・「国際法秩序における「合法性」確保手続としての国家責任法の再構成 - 国家責任条文第二部・第三部における国際法委員会による試みとその限界 -」村瀬信也・鶴岡公二編『変革期の国際法委員会』(信山社・2011年・26頁)